

※再送※ 本日が回答期限です。(特殊車両以外) ※再送※

ご回答がまだの事業者様は回答のご協力をお願いいたします。

全会員へ送信の為、回答済みの事業者様はご容赦ください。

(公社)宮城県トラック協会
会 長 庄 子 清 一
(会長印省略)

国土交通省による適正原価の設定に向けた書面調査の実施について

平素は協会の事業活動各般にわたりご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、ご承知のとおり、令和7年6月に成立、公布された貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和7年法律第60号）において、「運賃及び料金に係る適正原価」（第9条の2）が新設されることとなりました。

国土交通省では、貨物自動車運送事業に係る運賃及び料金について、貨物自動車運送事業の適正な運営を図るための原価を定めるにあたり、貨物自動車運送事業者の原価構造の実態等を把握する必要があると、下記概要にて、全ての貨物自動車運送事業者に対して、標記調査を実施することとなりました。本調査は貨物自動車運送事業法第60条に基づき報告を求めるものであり、回答の義務がある調査となります。

ご多用の折、恐れ入りますが、当調査の趣旨をご理解いただき、別紙の要領に沿って回答されますよう何卒宜しくお願い申し上げます。

記

1. 送付書類

- (1) 国土交通省による適正原価の設定に向けた書面調査の実施について
(本書)
- (2) 別紙 回答要領

以上

別紙

国土交通省による適正原価の設定に向けた書面調査回答要領

1. 調査対象事業者 全事業者

2. スケジュール

(1) 調査票発送

・ドライバー等：令和8年1月7日（水）から順次発送

※なお、特殊車両は、令和8年1月13日（火）から順次発送

(2) 回答期限

・ドライバー等：令和8年2月20日（金）まで

※なお、特殊車両は、令和8年2月27日（金）まで

3. 回答方法（(1)、(2)のいずれか）

(1) WEBサイト上での回答 (<https://www.mlit.site>)

(2) Excelファイルに入力しメールにより返信

※WEBサイト上からダウンロードできます。

※やむを得ない場合には、同封の書面調査票にご記入いただき、返信用封筒で
ご返送ください。

4. その他 当件に関して宮城県トラック協会ホームページにも掲載しております。

5. 本調査に関する問い合わせ先

○適正原価調査コンタクトセンター

電子メール：ask@mlit.site

FAX：03-6273-0485

TEL：050-3642-4507（メール、FAXによるお問い合わせが確実です）

※オペレータ対応時間：月～金（祝日を除く）／9時～18時

※なお、上記問い合わせ先に加えて、解説動画、FAQ一覧もWEBサイトに掲載されております。調査票とともに詳しい記載要領も同封されております。

以上